

笛吹市都市計画 マスタープラン

笛吹市の都市計画に
関する基本的な方針

令和3年3月

笛吹市

はじめに

豊かな自然環境と調和した都市としての姿を
今後も保ち、安全、安心に暮らし続けることができる
環境を通じて幸せを実感できるまちをつくるため
「幸せ実感 100年続くまち」を目指します。



笛吹市は、四季折々の豊かで美しい自然と肥沃な土壌を有する地域であり、「桃・ぶどう日本一の郷」の果樹地帯です。また、豊富な温泉と数多くの貴重な歴史的資源が存在しており、これらの恵まれた地域資源を活かしたまちづくりを市民とともに進めてきました。

本市を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進行、大規模災害発生への不安の高まり、厳しさを増す財政状況など対応すべき課題も大きく変化してきております。

こうしたなか、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を将来の都市像として市政運営方針を定めた第二次笛吹市総合計画に基づき、上位計画・関連計画、社会的背景を踏まえ、社会経済情勢を見据えた実効性のあるまちづくりを進め、新たな将来像の具現化とまちづくり施策を総合的・一体的に推進することを目的に、これからのまちづくりの基本方針となる「笛吹市都市計画マスタープラン」を見直し、改定をいたしました。

本市の将来像の実現を目指すに当たっては、「人のみがきあげ」「産業のみがきあげ」「基盤のみがきあげ」をまちづくりの基本的な考え方とする中で、市民や事業者など、本市に関わる方々と行政が、ここを一つに合わせ、共通認識を深めた上で、協働を図っていくことが重要です。

将来像を実現し、100年先も豊かで元気な笛吹市を市民の皆様とともに築き上げ、本市に住む誰もが、心豊かに優しい気持ちで、安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

本計画の改定にあたりまして、熱心に御審議いただいた笛吹市都市計画審議会委員及び専門委員の皆様をはじめ、改定にご尽力いただいた多くの方々に心から感謝を申し上げます。本市のまちづくりへのより一層のご支援とご協力をお願いいたします。

令和3年3月

笛吹市長 山下 政樹

目 次

はじめに

序 章 都市計画マスタープランの改定にあたって

- 1. 計画改定の背景と考え方…………… 2
 - (1) 都市計画マスタープラン改定の背景と必要性…………… 2
 - (2) 改定にあたっての考え方…………… 2
- 2. 計画の位置付けと役割…………… 3
- 3. 目標年度と目標人口…………… 4
 - (1) 計画対象区域…………… 4
 - (2) 目標年度…………… 4
 - (3) 目標人口…………… 4
- 4. 笛吹市都市計画マスタープランの構成…………… 6

第1章 笛吹市の概況と課題

- 1. 笛吹市の概況…………… 8
 - (1) 広域的な立地条件…………… 8
 - (2) 笛吹市の特色…………… 9
 - (3) 笛吹市の概況…………… 10
- 2. 笛吹市をとりまく環境の変化と市民意向…………… 30
 - (1) 社会・経済的動向…………… 30
 - (2) 山梨県都市計画マスタープランの位置付け…………… 32
 - (3) まちづくりに対する市民意向…………… 34
- 3. まちづくりに向けた主要な課題…………… 37

【全体構想】

第2章 まちづくりの将来像

- 1. まちづくりの将来像と目標…………… 42
 - 2. 笛吹市の将来都市構造…………… 43
 - (1) 将来都市構造の考え方…………… 43
 - (2) 将来都市構造の設定…………… 45
-

第3章 分野別まちづくり方針

■分野別まちづくり方針について	48
1. 土地利用の方針	49
(1) 基本方針	49
(2) 土地利用の方針	49
(3) 土地利用の配置方針	52
2. 道路・交通まちづくり方針	57
(1) 基本方針	57
(2) 道路・交通まちづくり方針	57
3. 水と緑のまちづくり方針	62
(1) 基本方針	62
(2) 水と緑のまちづくり方針	62
4. 景観まちづくり方針	66
(1) 基本方針	66
(2) 景観まちづくり方針	66
5. 観光まちづくり方針	71
(1) 基本方針	71
(2) 観光まちづくり方針	71
6. 防災まちづくり方針	76
(1) 基本方針	76
(2) 防災まちづくり方針	76
7. 安心・快適な住環境づくりの方針	80
7-1. 生活環境と住まいづくりの方針	80
(1) 基本方針	80
(2) 生活環境と住まいづくりの方針	80
7-2. 人にやさしい福祉のまちづくり方針	83
(1) 基本方針	83
(2) 人にやさしい福祉のまちづくり方針	83
7-3. 環境に配慮したまちづくり方針	86
(1) 基本方針	86
(2) 環境に配慮したまちづくり方針	86

【地域別構想】

第4章 地域別まちづくり方針

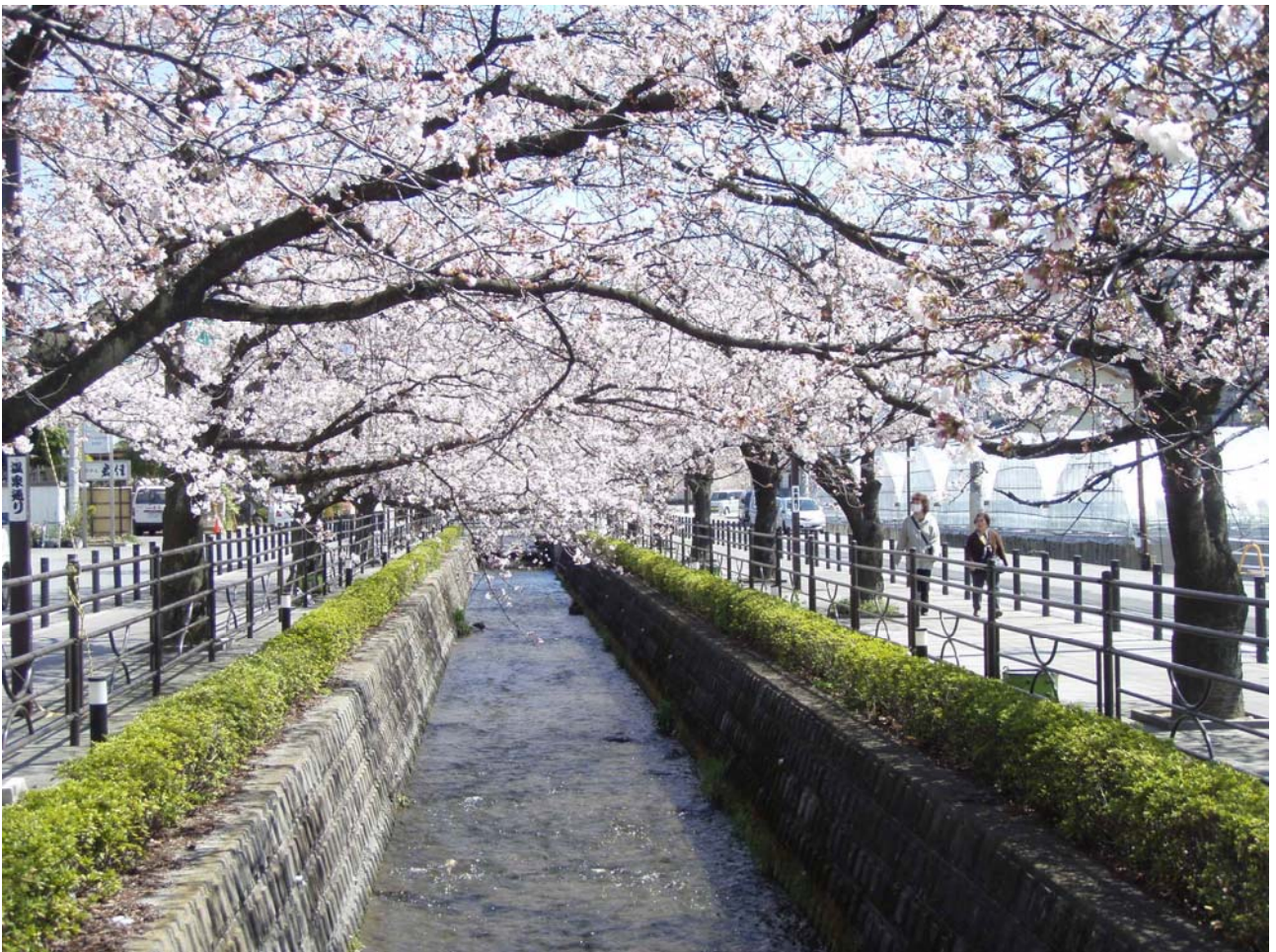
■ 地域別まちづくり方針について	90
1. 市街地・樹園地域（石和・春日居地域）	91
(1) 地域の特性と課題	91
(2) まちづくりの将来像と目標	93
(3) 地域まちづくり方針	94
2. 東部樹園居住地域（御坂・一宮地域）	101
(1) 地域の特性と課題	101
(2) まちづくりの将来像と目標	103
(3) 地域まちづくり方針	104
3. 西部樹園居住地域（八代・境川地域）	111
(1) 地域の特性と課題	111
(2) まちづくりの将来像と目標	113
(3) 地域まちづくり方針	114
4. 里山地域（芦川地域）	121
(1) 地域の特性と課題	121
(2) まちづくりの将来像と目標	123
(3) 地域まちづくり方針	124

第5章 計画の実現に向けて

1. まちづくりの基本的な考え方	130
(1) 市民・事業者・行政等の「協働」によるまちづくりの推進	130
(2) 長期的な視点に立った戦略的・計画的なまちづくりの推進	131
(3) 笛吹市の特色を最大限に活かしたまちづくりの推進	131
2. 計画の実現に向けた施策	132
(1) 協働のまちづくりの推進	133
(2) 都市計画マスタープランの効果的な活用	134
(3) 重点施策の取組みの推進	136

参考資料

1. 策定経過と策定体制	148
(1) 策定経過	148
(2) 策定体制	149
2. 都市計画マスタープラン改定にかかる委員会等の名簿	150
(1) 都市計画マスタープラン専門委員会名簿	150
(2) 庁内検討会本部会名簿	151
(3) 庁内検討会作業部会名簿	152
(4) 事務局職員名簿	152
(5) 都市計画審議会委員名簿	153
3. 用語解説	154



・近津用水と桜並木